

# 天草市水防計画

令和4年度修正

熊本県天草市防災会議



# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、天草市における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第 2 節 用語の定義

- 1 水防管理団体  
水防の責任を有する市町村をいう（法第 2 条第 2 項）。
- 2 指定水防管理団体  
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定した団体をいう（法第 4 条）。
- 3 水防管理者  
水防管理者である市町村の長をいう（法第 2 条第 3 項）。
- 4 消防機関  
消防組織法第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署、消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。
- 5 消防機関の長  
本市にあっては、消防長をいう（法第 2 条第 5 項）
- 6 水防団  
法第 6 条に規定する水防団をいう。
- 7 水防協力団体  
水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人、その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 3 6 条第 1 項）。
- 8 水防警報  
国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮・津波により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 1 6 条）。
- 9 水位周知河川  
国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 1 3 条）。
- 10 水位到達情報  
水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことをいう。
- 11 水防団待機水位（通報水位）  
水防のため、氾濫注意水位に達する前に観測、通報を開始するよう指定された水位

- (法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。
- 12 氾濫注意水位（警戒水位）  
河川の水位が相当に上がり、警戒にあたることを必要とする水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。
  - 13 避難判断水位  
市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
  - 14 氾濫危険水位  
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。  
市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
  - 15 洪水特別警戒水位  
法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
  - 16 重要水防箇所（重要水防区域）  
河川の氾濫又は高潮により、特に重大な災害が予想され、嚴重な水防が必要であると認められる箇所（区域）をいう。
  - 17 洪水浸水想定区域  
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、国又は県が指定した区域をいう（法第14条）。
  - 18 浸水被害軽減地区  
洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

### 第3節 水防責任

市及び居住者等は、水防法等の規定により、次のとおり水防上の責任及び義務を果たさなければならない。

#### 1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

主な事務は、次のとおり。

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (2) 水位の通報（法第12条第1項）
- (3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (4) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示（法第15条の2）
- (5) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (6) 警戒区域の設定（法第21条）
- (7) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (8) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (9) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (10) 公用負担（法第28条）
- (11) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (12) 水防訓練の実施（法第32条の2）

- (13) 水防協力団体の指定・公示（法 36 条）
  - (14) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
  - (15) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第 15 条の 3）
  - (16) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
  - (17) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
  - (18) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- 2 居住者等の義務
- ① 水防への従事（法第 24 条）
  - ② 水防通信への協力（法第 27 条）
- 3 水防協力団体の義務
- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
  - (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
  - (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
  - (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
  - (5) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

#### 第 4 節 安全配慮

洪水、内水、高潮又は津波等いずれの場合においても、危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門（閘門）操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- 1 当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- 2 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- 3 作業時の安否確認のために、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- 4 作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- 5 その他、地域の実情に応じた安全確保に配慮すること。

#### 第 5 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

## 第2章 水防組織

### 第1節 水防本部

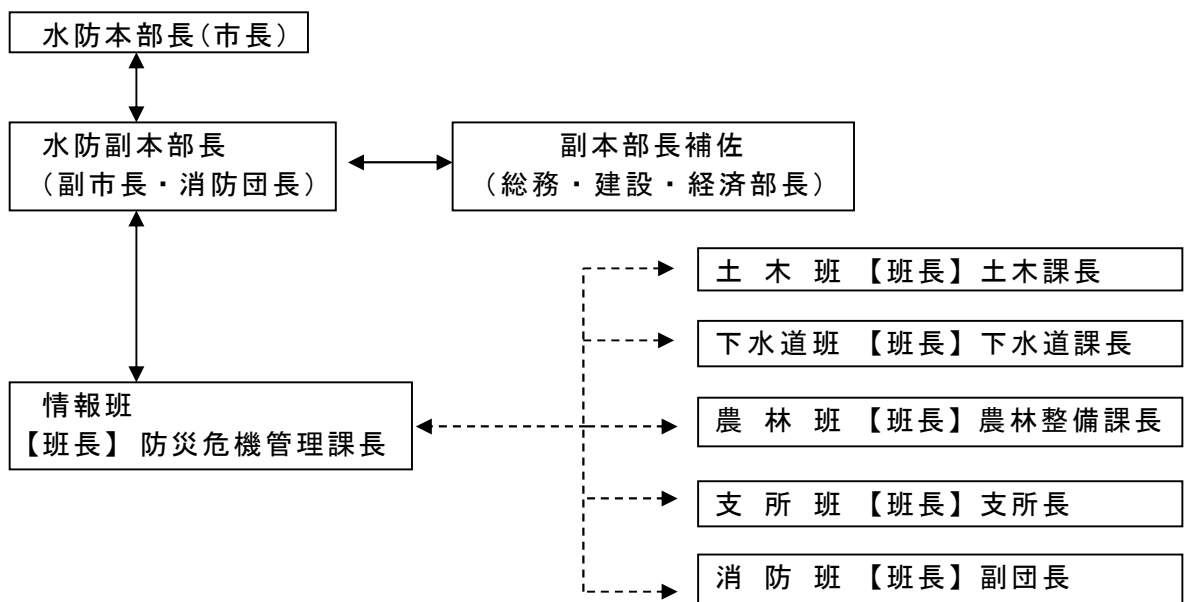
市は、熊本地方気象台から水防に関する気象予警報の通知を受け、洪水、内水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときから、洪水、内水、高潮又は津波に対する危険が解消するまでの間、水防本部を設置し水防業務を行う。

#### 1 水防本部の組織

水防本部の組織については、大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合と水防本部長が必要と認める場合には、下記組織表に基づき各班を編成し、本部各班長は水防本部長の指揮を受け、所轄する施設の水防に関する業務の遂行にあたるものとする。

職員配置については、災害対策本部編成（一般災害対策編第3章第1節）を準用する。

水防本部長が洪水又は高潮のおそれがあると判断した場合は、水防対策会議を開催する。



### 第2節 水防管理団体

#### 1 指定水防管理団体

市は、水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係がある団体として、知事が指定した指定水防団体である。

#### 2 水防計画の策定

水防管理者は、水防法第32条第2項の規定により、当該団体の水防協議会又は防災会議に諮り、県の水防計画に基づいた計画を定め、知事と協議するものとする。

#### 3 水防訓練

(1) 水防法第32条の2による指定水防管理団体の水防訓練は、毎年、出水期前に行うものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

(2) 水防訓練は、通信・連絡・出動・警戒、水防（工法）作業、水門等の操作、避

難等について行うものとするが、適宜選択して重要な事項について重点的に実施する。

### 第3章 重要水防区域

水防区域のうち、重要水防区域及び重要水防箇所、防災重点ため池の詳細は資料編（P405～411）のとおりである。

### 第4章 気象予警報等・観測・通信連絡

#### 第1節 気象予警報

##### 1 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

熊本気象台長は、気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

## 第2節 雨量・潮位・水位の観測及び通報

- 1 水防管理者は、気象予警報の通知を受けたときは速やかに情報（熊本県統合型防災情報システム等）の収集に努め、周知を図るものとする。
- 2 水防管理者は、水防の必要を生じた時から絶えず情報及び状況に注意し、巡視係（河川・港湾班）に河川の水位並びに海岸の潮位の変動を監視させるものとする。
- 3 水位、潮位の観測者は、次の場合は直ちに水防管理者に報告しなければならない。
  - (1) 通報水位、潮位に達した時及びその後1時間毎の水位、潮位
  - (2) 警戒水位、潮位に達した時及びその後1時間毎の水位、潮位
  - (3) 警戒水位、潮位を下がった時
  - (4) 通報水位、潮位を下がった時
- 4 水位・潮位の通報様式は、次のとおりとする。資料編（P 431）



【通報様式】

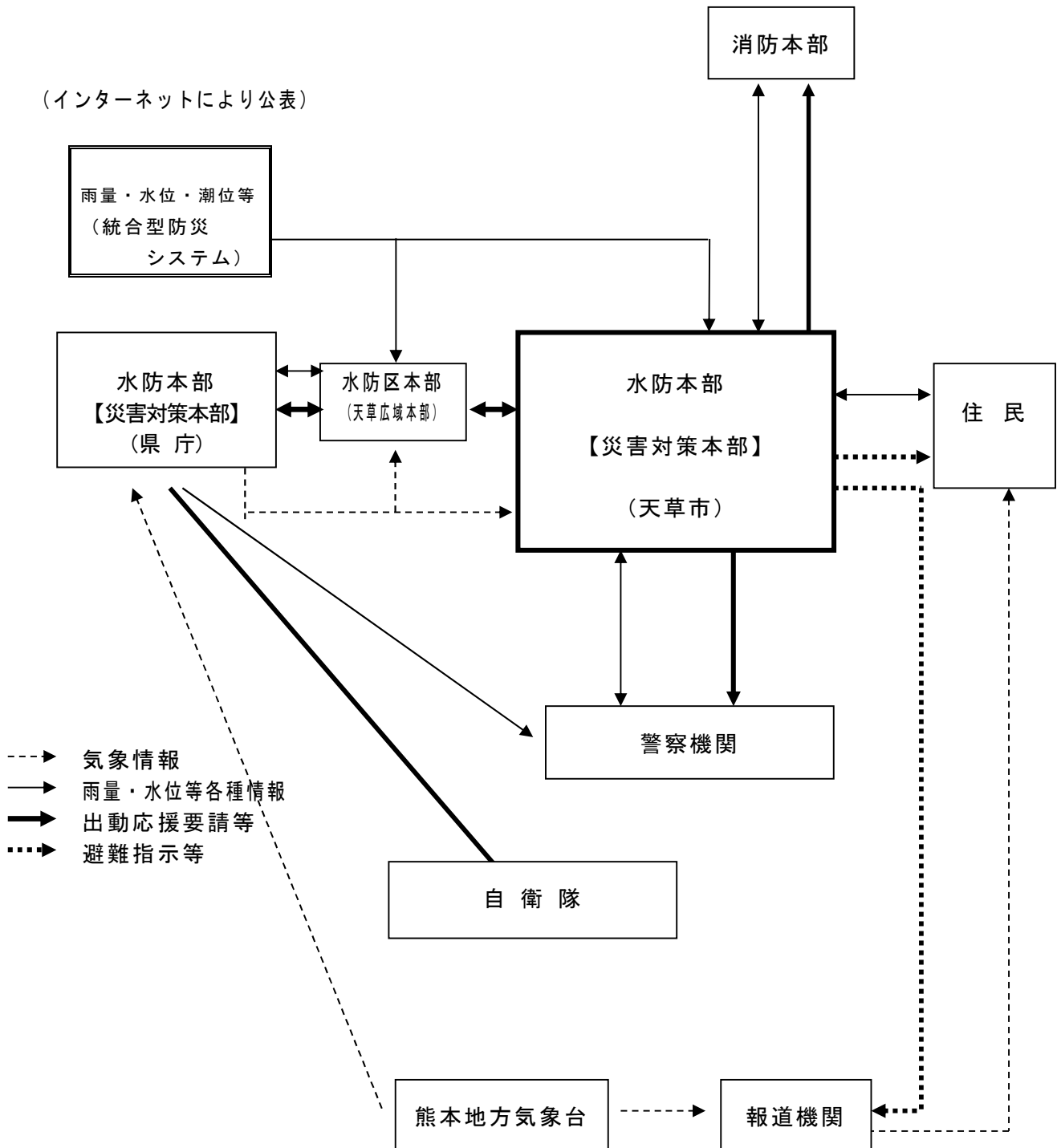
観測場所	天草市 町 番地
日時	令和 年 月 日 時 分
水位・潮位	m cm
増減傾向	増 ・ 減
観測者職氏名	
その他参考資料	

### 第3節 水防情報等の連絡系統

水防における通信連絡は、下記系統図により無線・有線通信網により行うものとし、連絡に当たっては確実を期するものとする。

【連絡系統図】

(インターネットにより公表)



## 第5章 水位到達情報・水防警報

### 第1節 水位周知河川における水位到達情報

#### 1 知事が行う水位到達情報の通知

水防区本部長は、知事が指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者及び水防本部長に通知するとともに、確実に期するため、着信確認を行うものとする。

水防本部長は、水防区本部長から水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(1)通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位） (警戒レベル2相当水位)に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル 3相当水位)に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警 戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達し たとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

### 第2節 水防警報

#### 1 知事が行う水防警報

水防区本部長は、法第16条に基づき知事が指定した河川について、水防警報をしたときは、直ちに関係水防管理者へ通知するとともに水防本部長へ通知するものとする。なお、確実に期するため着信確認を行うものとする。

水防警報の通知を受けた水防管理者は、必要に応じて関係住民に連絡するとともに、水防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(1) 水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動はやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認められるとき。

出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者等においては避難）をさせる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、避難判断水位に達し更に上昇し氾濫危険水位に達するおそれがあるとき。
嚴重警戒	洪水により堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの。 出水状況及び河川状況を示し、嚴重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等の河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、または、氾濫危険水位に達し更に上昇し氾濫するおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、水防団待機水位、氾濫注意水位等にとらわれず、現地状況により判断し、水防警報を発表する。
準備	
出動	
警戒	
嚴重警戒	

(2) 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
町山口川	県本渡	左岸：天草市本渡町字出来村 1937 の 1 地先から海まで
		右岸：天草市本渡町井出 4315 番地から海まで
一町田川	一町田	左岸：天草市河浦町河浦字田重 5779 番の 2 地先から海まで
		右岸：天草市河浦町河浦字石山 5342 番の 3 地先から海まで
広瀬川	広瀬川	左岸：天草市本渡町本泉字野田 151 番の 1 地先から海まで
		右岸：天草市本渡町本戸馬場字一ノ勢 1969 番の 2 地先から海まで

大宮地川	大宮地川	左岸：碓石川合流点から海まで
		右岸：碓石川合流点から海まで
流合川	小宮地	左岸：須駄道川合流点から海まで
		右岸：須駄道川合流点から海まで
内野川	内野川	左岸：山浦川合流点から海まで
		右岸：山浦川合流点から海まで
今富川	今富川	左岸：天草市河浦町今富 3081 番 1 地先の片白橋上流端から海まで
		右岸：天草市河浦町今富 2932 番 1 地先の片白橋上流端から海まで
下津深江川	下田北	左岸：下山川合流点から海まで
		右岸：下山川合流点から海まで
河内川	河内川	左岸：阿草河内川合流点から海まで
		右岸：阿草河内川合流点から海まで

### (3) 水防警報対象量水標の設定水位と条件

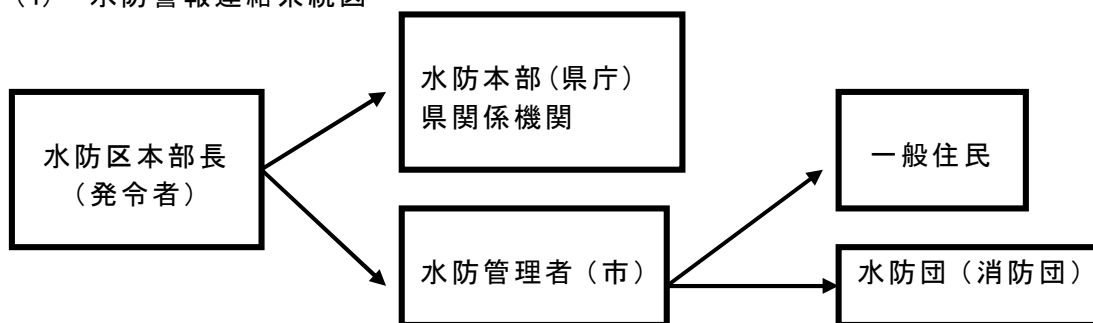
河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	摘要
町山口川	県本渡	本渡町下川原	1.40 (5.86)	1.52 (5.98)	1.52 (5.98)	1.55 (6.01)	観測所水位 (TP表示)
一町田川	一町田	河浦町一町田	0.96 (2.16)	2.27 (3.47)	3.13 (4.33)	3.35 (4.55)	観測所水位 (TP表示)
広瀬川	広瀬川	本渡町本戸馬場	0.80 (6.72)	2.08 (8.00)	2.53 (8.45)	3.13 (9.05)	観測所水位 (TP表示)
大宮地川	大宮地川	新和町大宮地	1.88 (4.50)	2.41 (5.03)	2.82 (5.44)	3.08 (5.70)	観測所水位 (TP表示)
流合川	小宮地	新和町小宮地	3.00 (1.57)	3.14 (1.71)	3.42 (1.99)	3.49 (2.06)	観測所水位 (TP表示)
内野川	内野川	五和町二江	3.94 (2.19)	4.18 (2.43)	4.18 (2.43)	4.45 (2.70)	観測所水位 (TP表示)
今富川	今富川	河浦町崎津	1.79 (3.16)	1.86 (3.23)	1.86 (3.23)	2.03 (3.40)	観測所水位 (TP表示)
下津深江川	下田北	天草町下田北	1.04 (4.65)	2.29 (5.90)	2.29 (5.90)	2.54 (6.15)	観測所水位 (TP表示)
河内川	河内川	栖本町馬場	2.36 (1.82)	2.75 (2.21)	3.32 (2.78)	3.51 (2.97)	観測所水位 (TP表示)

なお、水位計の欠測等により水位情報の通知及び周知ができない状況であることが判明した場合は、速やかに原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、関係機関及び水防監理者に報告すること。

また、欠測が長期に及ぶことが見込まれる場合は、具体的な復旧期日を定めて関係機関等に周知すること。

発令	水位条件
待機・準備	水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を突破と思われるとき
出動・警戒	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき
嚴重警戒	避難判断水位に達し、なお水位が上昇し、堤防から水があふれるおそれがあると思われるとき
解除	はん濫注意水位以下に下がり、再び増水のおそれがないと思われるとき

(4) 水防警報連絡系統図



(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測局名	水防警報発令者	連絡方法 (予備方法)	水防管理者
町山口川	県本渡	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
一町田川	一町田	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
広瀬川	広瀬川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
大宮地川	大宮地川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
流合川	小宮地	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
内野川	内野川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
今富川	今富川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
下津深江川	下田北	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長
河内川	河内川	天草広域本部長	メール (FAX または電話)	天草市長

## 第6章 水防活動

水防管理者は、次に示す基準により消防機関にあらかじめ定めた計画に従って、待機・準備・出動・警戒及び水防作業等の水防活動を適切に行わせるものとする。

### 第1節 待機・準備・出動

#### 1 待機

水防管理者は、次の場合、消防機関に待機を要請するものとする。

- (1) 水防警報河川にあつては、「待機」の水防警報が発表されたとき。
- (2) その他の河川にあつては、水防団待機水位に達した通知を受けた後、気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、県水防計画に定めた氾濫注意水位に達すると思われるとき。

## 2 準備

水防管理者は、次の場合、消防機関に対し、出動の準備を要請するものとする。

- (1) 水防警報河川にあつては、「準備」の水防警報が発表されたとき。
- (2) その他の河川にあつては、河川の水位が、県水防計画に定められた氾濫注意水位を突破し、なお水位の上昇があり、かつ、気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるとき。

## 3 出動

水防管理者は、潮位又は河川の水位が、水防計画に定められた警戒潮位・水位を超え、なお潮位・水位の上昇があり、かつ気象情報、水防情報（雨量・潮位・水位）を十分監視して、警戒の必要が予測されるときは水防機関に対し出動の要請を行う。

## 第2節 警戒・水防作業・解除

### 1 監視及び警戒

水防管理者は、出動命令（要請）を発したときから、消防機関の長は出動命令（要請）を受け、出動したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、堤防の異常（漏水・亀裂・崩壊・越水等）の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するものとし、その旨天草広域本部へ報告するものとする。

また、水防上緊急の必要がある場合、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの撤去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防の現場にある者を、水防に従事させることができる。

なお、水防管理者の出動命令については、水防に従事する者の安全に十分に配慮したうで行うものとする。

### 2 水防作業

水防工法は、その目的と資材・人員等に応じて、最も適切なものを選定して水防作業を実施しなければならない。

### 3 非常事態の発生と応援等

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合、水防管理者は直ちにその旨を天草広域本部、並びに氾濫のおそれのある隣接地域の水防管理者等に通報しなければならない。

水防のための緊急の必要があるときは水防管理者は他の水防管理者等に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

また、水防上必要があるときは所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

### 4 解除

- (1) 水防警報河川にあつては、「解除」の水防警報の発表があったとき。
- (2) その他の河川にあつては、氾濫注意水位以下に下がって、再び、増水のおそれがなくなったとき。

## 第 7 章 水防資材の備蓄配置

水防管理者は、河川及び海岸における水防活動が十分に行えるよう資材備蓄倉庫等を設置し、資機材を備蓄するものとする。

水防備蓄資機材は、資料編（P 421）のとおりとする。

### 【倉庫 1 箇所 の 備蓄基準】

資機材名	備蓄数	資機材名	備蓄数
土のう	10,000 袋	ハンマー	10 丁／両口 3.6kg
杭 木	200 本	トラロープ	20 巻／100m
鉄 杭	200 本	ブルーシート	10 枚／10m×10m
番 線	1 巻／100m	厚板(コンパネ)	20 枚／90cm×180cm
番 線 切	5 丁	バール	10 丁
掛 矢	10 個	の こ	10 丁
な た	10 丁	ス コ ッ プ	50 丁
ツ ル ハ シ	50 丁		

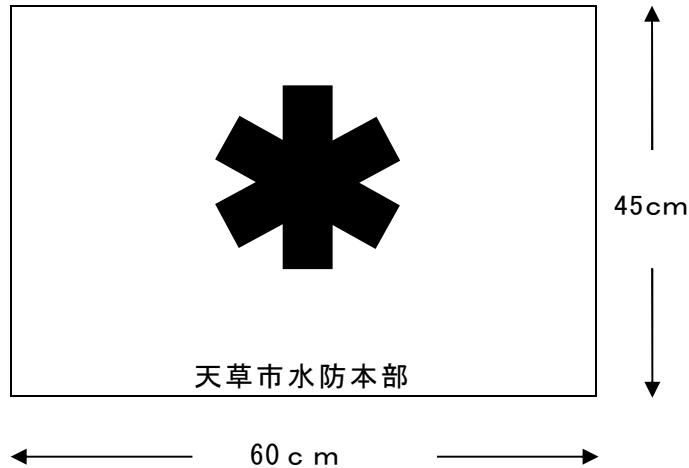


## 第 8 章 水防標識及び信号

### 第 1 節 水防標識

- 1 水防法第 18 条、第 19 条に規定する優先通行及び緊急通行の車両の標識は次のとおりとする。

※標旗は白地とし、水防管理団体名及び図案は赤色とする。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

### 第 2 節 水防信号

- 1 水防法第 20 条第 1 項の規定による水防信号は次のとおりとする。

	警 鐘 信 号			サイレン信号			
(第 1 信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	5 秒 ○	15 秒 休止	5 秒 ○	15 秒 休止
(第 2 信号) 出動信号	○○○	○○○	○○○	5 秒 ○	6 秒 休止	5 秒 ○	6 秒 休止
(第 3 信号) 協力信号	○○○○	○○○○	○○○○	10 秒 ○	5 秒 休止	10 秒 ○	5 秒 休止
(第 4 信号) 避難信号	乱 打			1 分 ○	5 秒 休止	1 分 ○	5 秒 休止

- (1) 第 1 信号 警戒潮位・水位に達したことを知らせるもの。  
 (2) 第 2 信号 消防機関に属する全員に出動すべきことを知らせるもの。  
 (3) 第 3 信号 水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。  
 (4) 第 4 信号 区域内の住民が避難することを知らせるもの。

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。  
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。  
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第 9 章 費用負担と公用負担

### 第 1 節 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第 41 条の規定により水防管理団体が負担するものとする。

また、応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担する。ただし、その金額及び負担の方法は双方の協議のうえ決定する。

### 第 2 節 公用負担

- 1 水防法第 28 条の規定により水防のため緊急に必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は、次の権限を行使することができる。
  - (1) 必要な土地の一時使用
  - (2) 土石、竹木、その他の資材の使用及び収用
  - (3) 車両、その他の運搬用機器の使用
  - (4) 工作物、その他の障害物の処分

#### 公 用 負 担 命 令 権 限 証

住 所

氏 名

上記の者は、天草市における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

令和 年 月 日

天草市水防管理者 天草市長

印

- 2 水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担の権限を行使した場合は、次の証票を 2 通作成してその 1 部を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使 用 ・ 収 用 ・ 処 分 等)	期 間	備 考

住 所

氏 名 様

令 和 年 月 日

命 令 者  
天草市水防管理者 天草市長

印

## 第 10 章 水 防 報 告

- 1 水防管理者は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項を取りまとめ、第 1 号様式により天草広域本部を経由して、県知事に報告するとともにこれを保管する。
- (1) 天候の状況
  - (2) 出水の状況
  - (3) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
  - (4) 堤防、その他の施設等の異常の有無
  - (5) 水防作業の状況
  - (6) 使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量

- (7) 公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職・氏名
- (12) 避難のための立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷の状況
- (14) 叙勲者及びその功績の状況
- (15) 今後の水防上考慮を要する点、その他水防管理者の所見

## 2 水防実施状況報告書の記載要領

- (1) 水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 天草広域本部に箇所ごとの報告書を2部提出すること。  
資料編（P 432～433）

# 第11章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

1 国土交通大臣及び都道府県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

2 市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ② 要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
  - ③ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

3 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 4 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 5 水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## 第12章 水防協力団体

### 1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は、水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、県及び水防管理団体は、水防協力団体に対しその業務の実施に関し、必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

### 2 水防協力団体の業務

水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

- (1) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (3) 水防に関する調査研究
- (4) 水防に関する知識の普及、啓発
- (5) 前各号に附帯する業務

### 3 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

